## 委託契約書

- 1 委託業務の名称 教員確保広報アニメーション動画作成委託
- 2 履行期間 自令和7年7月22日

至 令和8年2月20日

- 3 委 託 金 額 ¥ −
  - (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ -)
- 4 契約保証金 免除(大分県契約事務規則第5条3項9号)

上記業務の委託について、委託者 大分県知事 佐藤 樹一郎を甲とし、 を乙とし、 次の条項により委託契約を締結する。

(総則)

- 第1条 乙は、別添の教員確保広報アニメーション動画作成委託に関する仕様書(以下 仕様書」という。)に基づき頭書の委託金額(以下「委託金額」という。)をもって、頭 書の履行期間(以下「履行期間」という。)内に、頭書の委託業務(以下「委託業務」と いう。)を信義に従って誠実に履行しなければならない。
- 2 前項の仕様書に明示されていないものがある場合は、甲乙協議して定めるものとする。 (権利義務の譲渡等)
- 第2条 乙は、本契約により生ずる権利又は義務の全部又は一部を、甲の承諾を得た場合 を除き第三者に譲渡し又は継承させてはならない。

(再委託の禁止等)

- 第3条 乙は、企画提案競技時に提出した再委託先以外に再委託をすることはできない
- 2 乙は、やむを得ない場合、業務の一部(主たる部分を除く。)を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは(以下「再委託」という。)は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を甲に提出し、承認を得なければならない。

なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

- 3 前項の規定は、乙がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、 模型製作、翻訳、購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとすると きは、適用しない。
- 4 第3項なお書きの規定は、軽微な変更に該当するときには、適用しない。
- 5 乙が委託業務の一部を第三者に委託する場合において、これに伴う第三者の行為につ

いては、その責任を乙が負うものとする。

6 前7項の規定は、甲の承認を得て再々委託(再委託の相手方が更に再委託を行うなど 複数の段階で再委託が行われることをいう。) する場合について準用する。

(委託業務の調査等)

第4条 甲は、必要がある場合には、乙に対して委託業務の処理状況につき、調査し、又は報告を求めることができる。

(成果物の著作権)

- 第5条 甲は、委託業務により乙が作成した契約の目的物(以下「成果物」という。)の 著作権の取扱いは、次の各号に定めるとおりとする。
  - (1) 乙は、成果物に付与される著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第 28条に規定する権利を、第10条第2項の規定による引渡しと同時に甲に無償で 譲渡するものとする。
  - (2) 甲は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、 その使用のために、乙の同意無しに仕様書で指定する成果物を改変し、任意に公表 できるものとする。
  - (3) 乙は、甲の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条 の規定を行使することができない。

(業務内容の変更等)

- 第6条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止 し、若しくは打ち切ることができる。この場合において、委託金額又は委託期間を変更 する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。
- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければな らない。この場合において、賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(期間の延長)

- 第7条 乙は、その責めに帰することができない理由により、委託期間までに委託業務を 完了できないときは、甲に対して、遅滞なくその理由を付して委託期間の延長を求める ことができる。
- 2 甲は、前項の請求があったときは、事実を調査し、やむを得ない理由があると認めた ときは、委託期間を延長するものとする。

(損害の負担)

第8条 委託業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)は、乙の 負担とするものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する理由による場合において は、この限りではない。

(履行遅滞の場合における賠償金)

- 第9条 甲は、乙が、委託期間内に委託業務を完了することができない場合は委託金額につき、遅延日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延賠償金を徴収するものとする。
- 2 前項の遅延賠償金は、甲の乙に対する債務と相殺することができる。
- 3 甲の責めに帰する理由により、第11条第2項の委託金額の支払が遅れた場合には、 乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ年2.5パーセントの割合で、甲に対して遅 延利息の支払を請求することができるものとする。

(検査及び引渡し)

- 第10条 乙は、委託業務が完了したときは、その旨を書面によりすみやかに甲に通知しなければならない。
- 2 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に検査を行い、検 査に合格した後、成果物引渡書により成果物の引渡しを受けるものとする。
- 3 前項の検査に合格しないときは、乙は、甲の指定した期間内に補正を行い、甲の再検 査を受けなければならない。この場合において、前項の期間は、甲が乙から補正完了の 通知を受けた日から起算するものとする。

(委託金額の支払)

- 第11条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、所定の手続に従って、委託金額の支払を請求するものとする。
- 2 甲は、前項の請求があったときは、適法な請求を受けた日から起算して30日以内に 委託金額を支払わなければならない。

(契約不適合責任)

- 第12条 乙が第10条第2項により甲に引き渡した成果物について、甲が種類又は品質に関して契約の内容と適合しない部分(以下「契約不適合」という。)を発見したときは、甲は乙に、相当の期間を定めて契約不適合の修補の請求をすることができる。
- 2 成果物の契約不適合について、修補が不能な場合又は修補を甲の定めた期間内に乙が 完了することができなかった場合、甲は乙に対して代金の減額を請求することができる。

ただし、その契約不適合により契約の目的が達成されない場合は、契約を解除することができる。

- 3 成果物について契約不適合があった場合は、甲は乙に、損害の賠償を請求することができる。ただし、契約不適合が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない理由により発生したときは、甲は乙に対して損害賠償の請求をすることができない。
- 4 甲は、甲の供した材料の性質又は甲の与えた指図によって生じた不適合を理由として、 履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることがで きない。ただし、乙がその材料や指図が不適当であることを知りながら告げなかったと きは、この限りではない。
- 5 甲が契約不適合を知ったときから1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、 契約不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び 契約の解除をすることができない。ただし、乙が契約不適合について引き渡しの時に知 り、又は重大な過失により知らなかったときは、この限りではない。

(契約の解除)

- 第13条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲は賠償の責めを負わない。乙の責めに帰すべき理由により履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき、または、履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みがないと認められるとき。
  - 2 乙に誠意がなく、完全に業務が完了する見込みがないと認められたとき。
  - 3 契約の履行に関し、不正の行為があると認められたとき。
  - 4 乙が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団(同条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたとき。
  - 5 前各号に掲げる場合のほか、本契約に違反し、本業務の目的を達成することができ ないと認められるとき。

(違約金)

第14条 前条各号の規定又は第12条2項により甲が契約を解除したときは、乙は委託金額の10分の1を違約金として甲の指定する期日までに納付しなければならない。

(契約外の事項)

第15条 この契約に定めのない事項又は契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者が記名押印のうえ、各自1通を保持する。 令和7年 月 日

甲

委 託 者

 住
 所
 大分市府内町3-10-1

 大分県知事
 佐藤
 樹一郎
 印

 $\angle$ 

受 託 者

住 所

商号又は名称

代表者氏名 印